



将来子どもを生き育てることを望むがん等の患者さんへ

妊よう性温存治療に係る費用を助成します。



【対象者】 下記の項目すべてに該当する人

- 1 申請時において富士市に住所を有する人
- 2 妊よう性温存治療の凍結保存時に年齢が43歳未満の人
- 3 がん等の治療により生殖機能を低下させる又は失うおそれがあると医師に診断された人
- 4 その他の同種の補助を2回以上受けていない人
- 5 指定医療機関で妊よう性温存治療を受けた人

【対象となる治療及び補助金額】

治療方法		補助限度額	補助回数
女性	卵子凍結	40万円（県事業と併用の場合は20万円）	通算2回まで 異なる治療を受けた場合であっても通算2回まで
	胚(受精卵)の凍結	40万円（県事業と併用の場合は5万円）	
	卵巣組織凍結 (組織再移植を含む)	40万円	
男性	精子凍結	2万5千円	
	精巣内精子採取・凍結	35万円	

- ※ 妊よう性温存治療に関する費用のうち、保険適応対象外の費用を補助します。
- ※ 体調不良などにより治療を中止した場合、それまでに要した費用も対象となります。
- ※ 入院費、食事代、その他の治療に直接関係のない経費は補助対象外です。

◆ 指定医療機関や国の研究事業への同意の有無等により、※静岡県の「小児・AYA世代のがん患者妊孕性温存療法支援事業」に該当する場合や富士市事業との併用になる場合があります。その場合も申請窓口は**富士市健康政策課**になります。（裏面参照）

静岡県ホームページ 妊孕性温存療法支援事業(外部リンク)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/cancer/ninyousei.html>

【申請に必要な書類】 第1号～第3号様式等は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

- 1 富士市若年がん患者等妊よう性温存治療費補助金交付申請書(第1号様式)
- 2 妊よう性温存治療実施証明書(第2号様式)
- 3 がん治療実施証明書(第3号様式)
- 4 富士市に住所を有していることが確認できるもの(住民票等)
補助対象者が未成年の場合、申請者が法定代理人であること(続柄)がわかるもの
- 5 申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- 6 委任状(対象者が20歳以上で補助対象者以外の方が申請をする場合のみ必要)
- 7 申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 8 印鑑(スタンプ式以外のもの 訂正箇所があった際に必要になります)

【申請期限】

- ・妊よう性温存治療(費用の支払いまでを含む)を行った年度の末日までに申請してください。
- ・妊よう性温存治療を実施後、期間を置かず原疾患を治療を開始するなどやむを得ない事情により、当該年度の申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。

【申請窓口・問い合わせ先】

富士市健康政策課 健診担当
住所 〒416-8558 富士市本市場 432-1 (フィランセ西館1階)
電話 0545-64-8992



R5年度作成

がん患者等の妊よう性温存治療費補助金の申請について

妊よう性温存治療費(温存後生殖補助医療も含む)補助金の申請について**静岡県事業**と**富士市事業**があります。どちらの申請に当てはまるか、次の①から③により確認をお願いします。

① 妊よう性温存治療を受けている医療機関は、どちらですか。

＜富士市事業＞

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック、静岡済生会総合病院 菊池レディースクリニック、県立美術館前IVFクリニック
沼津市	岩端医院、かぬき岩端医院、沼津市立病院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
御殿場市	共立産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
袋井市	可睡の杜レディースクリニック
磐田市	産婦人科西垣エーアルティークリニック
浜松市	聖隷三方原病院、西村ウイメンズクリニック

＜静岡県事業＞

静岡市	俵IVFクリニック
浜松市	浜松医科大学医学部付属病院、聖隷浜松病院 アクトワーククリニック
沼津市	いなぎレディースクリニック

→ 富士市事業

② 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊孕性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・個人情報の取り扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮されます。
- ・患者アプリ(アプリ名: 3HP-Guardian)の登録が必要です。

同意しない

→ 富士市事業

同意する

③ 妊よう性温存治療は何ですか。

治療内容	県事業助成上限額	富士市事業(上乘せ)	富士市事業助成上限額
妊よう性温存治療			
卵子凍結	20万円	20万円超～40万円以下	40万円
胚凍結	35万円	35万円超～40万円以下	40万円
卵巣組織凍結 (組織再移植を含む)	40万円	-	40万円
精子凍結	2万5千円	-	2万5千円
精巣内精子採取凍結	35万円	-	35万円
温存後生殖補助医療			
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円	※1 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施する場合は10万円	10万円
凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円 ※1	※2 人工授精を実施する場合は1万円	25万円 ※1
凍結した卵巣組織移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4	※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円	30万円 ※1～4
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4	※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外	30万円 ※1～4



+



申請窓口は全て富士市
(健康政策課)
☎0545-64-8992

静岡県事業

静岡県事業

+

富士市事業

富士市事業